

議案第92号

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例（平成18年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2の47の項中「第3項」を「第5項」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。別表第2の49の項において同じ。）又はこれらの写しが提出された場合

ア 1戸建の住宅

(ア) 新築の場合 8,000円

(イ) 増築又は改築の場合 13,000円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の1戸建の住宅以外の住宅をいう。以下この項から別表第2の50の項までにおいて同じ。） 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む1の建築物の床面積の合計をいう。

以下この項において同じ。）が500平方メートル以内のもの

a 新築の場合 17,000円

b 増築又は改築の場合 25,000円

(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

a 新築の場合 28,000円

b 増築又は改築の場合 42,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの

a 新築の場合 52,000円

b 増築又は改築の場合 78,000円

(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

a 新築の場合 78,000円

- b 増築又は改築の場合 118,000円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
  - a 新築の場合 115,000円
  - b 増築又は改築の場合 173,000円
- (カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの
  - a 新築の場合 199,000円
  - b 増築又は改築の場合 300,000円
- (キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの
  - a 新築の場合 257,000円
  - b 増築又は改築の場合 386,000円
- (ク) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの
  - a 新築の場合 300,000円
  - b 増築又は改築の場合 451,000円

別表第2の47の項第2号を削り、同項第3号中「(1)又は(2)」を「前号」に改め、同号イ中「を申請住戸数で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、同号を同項第2号とし、同表48の項中「第3項」を「第5項」に、「、第2号ア又は第3号ア」を「又は第2号ア」に、「、第2号イ又は第3号イ」を「又は第2号イ」に改め、「(共同住宅等については、当該金額を申請住戸数で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))」を削り、同表49の項第1号を次のように改める。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合
  - ア 1戸建の住宅
    - (ア) 新築の場合 4,000円
    - (イ) 増築又は改築の場合 6,500円
  - イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
    - (ア) 床面積の合計(申請に係る住戸を含む1の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以内のもの
      - a 新築の場合 8,500円

- b 増築又は改築の場合 12,500円
- (イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
  - a 新築の場合 14,000円
  - b 増築又は改築の場合 21,000円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの
  - a 新築の場合 26,000円
  - b 増築又は改築の場合 39,000円
- (エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
  - a 新築の場合 39,000円
  - b 増築又は改築の場合 59,000円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
  - a 新築の場合 57,500円
  - b 増築又は改築の場合 86,500円
- (カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの
  - a 新築の場合 99,500円
  - b 増築又は改築の場合 150,000円
- (キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの
  - a 新築の場合 128,500円
  - b 増築又は改築の場合 193,000円
- (ク) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの
  - a 新築の場合 150,000円
  - b 増築又は改築の場合 225,500円

別表第2の49の項第2号を削り、同項第3号中「(1)又は(2)」を「前号」に改め、同号イ中「を申請住戸数で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、同号を同項第2号とし、同表50の項中「、第2号ア又は第3号ア」を「又は第2号ア」に、「、第2号イ又は第3号

イ」を「又は第2号イ」に改め、「（共同住宅等については、当該金額を申請住戸数で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」を削り、同表51の項中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加え、同表52の項の次に次のように加える。

52 の 2	長期優良住宅法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
--------------	--	--	----------

附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 改正前の別表第2の47の項から50の項までの規定（長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請に係る部分に限る。）については、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の別表第2の47の項中「定める額を、申請に係る1の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この項から別表第2の50の項までにおいて「申請住戸数」という。）で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」とあるのは「定める額」と、同表48の項中「金額（共同住宅等については、当該金額を申請住戸数で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」とあるのは「金額」と、同表49の項第1号中「定める額を申請住戸数で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」とあるのは「定める額」と、同表50の項中「金額（共同住宅等については、当該金額を申請住戸数で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」とあるのは「金額」とする。

令和3年11月26日提出

狭山市長 小谷野 剛

#### 提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正により、長期優良住宅認定制度及び住宅性能表示制度の一体評価制度等が創設されることに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料等の金額に係る規定を改め、新たに認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料を定めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。